

○福岡県迷惑行為防止条例の運用について（概要）

（平成１３年福岡県警察本部内訓第５２号）

この内訓は、福岡県迷惑行為防止条例（昭和３９年福岡県条例第６８号）の運用について、必要な事項を定めたものである。

主な内容として

- 基本的心構え
- 取締り上の留意事項
- 照会、報告

などの項目からなっている。